

定 款 細 則

平成 29 年 4 月 1 日
社会福祉法人大和会

第 1 章 総 則

(根 拠)

第 1 条 この社会福祉法人大和会定款細則（以下「細則」という）は、社会福祉法人大和会定款（以下「定款」という）第四一条の規定により法人の業務執行について、その細則を定めたものである。

(目 的)

第 2 条 この細則は、法人の日常業務運営並びに定款第 1 条に規定する社会福祉事業業務運営に関し、理事会の業務の決定事項並びに理事長、常務理事及び施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 定款第一条の規定による社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち、民主的かつ公正な運営を行うものとする。

(業務の決定と職務権限)

第 4 条 定款第一〇条の規定による理事会の決定事項については、別表 1. のとおりとする。

2 理事長の決定事項、常務理事及び施設長の職務権限については、別表 2. のとおりとする。

(理事の意思表示)

第 5 条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、欠席の理由及び理事会に付議される事項について意思の表示を別紙 1. の様式により行うものとする。

第2章 役員会

(理事会の招集)

第6条 理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも10日前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第7条 理事長は、理事会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、当日までにこれを提出するものとする。

(議事録等)

第8条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
 - (2) 開催場所
 - (3) 出席者氏名及び出席人員（定数）
 - (4) 議案
 - (5) 議案に対する審議及び質疑応答の内容
 - (6) 議案に対する表決の結果
 - (7) 署名年月日
 - (8) 議事録署名人の署名
 - (9) その他必要と認めた事項
- 2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

(理事会の専決)

第9条 理事会の議案審議について、次に掲げる事項については、定款第一〇条の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の同意があったものとして取扱うことができる。

- (1) 事業計画の軽易な変更に関する事項
- (2) 施設の運営に関する規則の軽易な変更に関する事項
- (3) その他軽易な事項で緊急処理を必要とする事項

(理事会・評議員会への参加)

第10条 監事は、理事会又は評議員会に出席し議長の許可を受け発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第 11 条 監事は、業務関係の監査に当たっては、理事会・評議員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に、事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類と照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会に報告しなければならない。

(評議員会の運営)

第 12 条 評議員会の運営については、定款第九条から第一四条までの規定及び細則 6 条から 8 条の規定をそれぞれ準用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1. (第 4 条関係)

理事会の法人業務決定事項

定款第二四条の規定による業務決定事項の内容
1. 事業計画、予算
2. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
3. 事業報告、決算
4. 定款の変更
5. 社会福祉施設の許認可
6. 施設長の任免その他重要な人事
7. 基本財産の処分、担保提供等
8. 金銭の借入
9. 法人及び施設の運営に関する規則の制定及び変更
10. 施設用財産に関する契約、その他重要な契約
11. 寄附金の募集に関する事項
12. 合併、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
13. その他法人の業務に関する重要事項

別表 2. (第 4 条関係)

決定専決事項

一般・人事に関する事項

	役職名 区分	理事長	常務理事	施設長	備考
		専決事項	専決事項	専決事項	
1	法人業務の基礎的事項に関すること	○			
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○			
3	規則、規程等の制定改廃に関すること	○			
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○			
5	予算の流用・予備費の充当	○			
6	公示、公告に関すること	○			
7	寄付の募集及び受領に関すること	○			
8	訴訟に関すること	○			
9	法人の組織及び権限に関すること	○			
10	職員の任用に関すること	○			
11	職員の配置に関すること	施設長	課長 以上	主任以下の 所属職員	
12	臨時職員の採用に関すること			○	
13	職員の休職、欠勤等に関すること	施設長		○	
14	時間外勤務命令、及び旅行命令に関すること	施設長		○	
15	職員の初任給に関すること	課長以上		主任以下の 所属職員	
16	職員の昇格決定に関すること		○		

17	職員の定期昇給に関する事			○	
18	休職、復職、退職、育児休業に関する事	○			
19	職員の人事記録及び身分証明に関する事		○		
20	職員の扶養、通勤、住宅手当に関する事		○		
21	職員健康診断の実施に関する事			○	
22	利用者に関する事			○	
23	利用者の預り金の日常の管理に関する事			○	
24	施設の維持管理及び使用許可に関する事			○	
25	薬品、給食材料の処分にに関する事			○	
26	自動車の運行管理に関する事			○	
27	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	重要なもの	軽易なもの	軽易で定型的なもの	
28	職員の福利厚生に関する事			○	
29	職員の研修に関する事		施設長	所属職員	
30	諸証明に関する事			○	
31	金融機関を指定する事	○			

収入に関する事項

	役職名 区分	理事長	常務理事	施設 長	備考
		専決事 項	専決事 項	専決事 項	
1	委託費及び補助金の収入に関 すること	○			
2	過誤納金の充当または還付に 関すること		○		
3	繰入金及び繰入金の収入に関 すること		○		
4	その他の収入に関すること			○	

支出に関する事項

	役職名 区分	理事長	常務理事	施設長
		専決事項	専決事項	専決事項
1	物件の買入れ及び売払いに関すること	500万円以上 1,000万円未満	200万円以上 500万円未満	200万円未満
2	請負又は委託に関すること	500万円以上 1,000万円未満	200万円以上 500万円未満	200万円未満
3	借入金に関すること（理事長専決事項）	1,000万円未満		
4	報酬、給与、旅費、賃金、日用品、諸謝 費等定期的支出に関すること		本部関係	本部関係
5	分担金、負担金に関すること		本部関係	本部関係

注1. 理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2. 本表の決定事項と諸規程が競合する場合には、本表による決定事項が優先するものとする。

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 大和会

第1条 社会福祉法人大和会の役員及び評議員等の報酬は、本規定の定めるところによる。

第2条 役員とは、定款第一五条の規定による理事、監事をいう。

第3条 役員及び評議員が、法人の理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席した場合は、1回につき、10,000円を報酬として支払うことができる。但し、定款第八条及び第二一条に定める総額の範囲内とする。又、交通費については実費を支給することができる。

第4条 監事が、法人等の監査を行った場合は、1回につき、20,000円を報酬として支払うことができる。又、交通費については実費を支給することができる。

第5条 第3条の支払いは、出席の都度支払うものとする。

第6条 第4条の支払いは、監査の都度支払うものとする。

第7条 役員及び評議員等が法人業務のため、出張する場合には、次表による旅費等を支給することができる。

交通費	宿泊費	日当	その他
実費	20,000円を限度とする実費精算	10,000円	資料等実費

2 旅費は、原則として精算払いとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、旅行前に概算払いをすることができる。

第8条 本規定を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。